



鳥取県公報

平成 30 年 7 月 27 日(金)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (6) (高等学校課) 2
--------	---

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 27 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第 6 号

鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(全日制又は定時制の課程の第 1 学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、<u>鳥取県の区域内（以下「県内」という。）に居住している者（入学までに県内に居住する予定である者を含む。）のほか、次の各号に掲げる学校及び学科にあつては、それぞれ当該各号に定める者が行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>別表の右欄に掲げる学校及び学科（以下「指定学校等」という。）それぞれ別表の左欄に掲げる指定地域（以下単に「指定地域」という。）に居住している者</u></p> <p>(2) <u>志願者の状況等からみて鳥取県の区域外（以下「県外」という。）からの志願を認める必要があるものとして別に定める学校及び学科（以下「特定学校等」という。）当該特定学校等への通学が可能な県外の区域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者（当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、<u>第13条第2項各号に定める者に該当して志願し、それぞれ当該各号に掲げる指定学校等又は特定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域又は区域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第13条第2項各号に定める者に該当して志願し、それぞれ当該各号に掲げ</u></p>	<p>(全日制又は定時制の課程の第 1 学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定による志願は、<u>次の各号のいずれかに該当する者が行うことができる。この場合において、第2号に該当する者は、別表の左欄に掲げる指定地域（以下単に「指定地域」という。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学校及び学科（以下「指定学校等」という。）に限り志願することができる。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県の区域内（以下「県内」という。）に居住している者（入学までに県内に居住する予定である者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>指定地域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者（当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、<u>第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒であつ</u></p>

<p>る指定学校等又は特定学校等に在学する生徒であつて、保護者が<u>県外</u>に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域又は<u>区域</u>に居住している成年者を保証人とすることができる。</p>	<p>て、保護者が<u>鳥取県の区域外</u>（指定地域を除く。）に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域に居住している成年者を保証人とすることができる。</p>
--	---

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第2条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通学区域） 第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>鳥取県立高等学校学則第13条第2項第2号に掲げる特定学校等</u> <u>当該特定学校等への通学が可能な県外の区域</u></p> <p>（3） 略</p>	<p>（通学区域） 第4条 学校の通学区域は、県全域とする。ただし、次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全域及び当該各号に定める区域とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。